

恵庭市教育委員会と北海道恵庭北高等学校との包括連携に関する協定書

恵庭市教育委員会（以下「甲」という。）と北海道恵庭北高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の包括的な連携のもと相互に協力し、地域社会の発展並びに人材育成及び学術の振興に寄与することを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 この協定に基づき、次に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- （1）教育の推進に関すること
- （2）読書活動の推進に関すること
- （3）青少年の育成に関すること

（連携の実施）

第3条 この協定に係わる連携を円滑に推進するため、事務担当者による連携協力推進会議をおくことができる。

2 連携協力推進会議の運営に関する事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 3月28日

甲 恵庭市新町10番地

恵庭市教育委員会教育長

穂 積 邦 彦



乙 恵庭市南島松359番地1

北海道恵庭北高等学校校長

片 岡

